

令和 4 年第 4 回定例会

防災環境産業委員会資料

(議案関係)

- 第 123 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
【女性活躍・県民協働課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 第 125 号議案 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する
条例の一部を改正する条例【廃棄物規制課】・・・・・・・・・・ 3

令和 4 年 1 1 月 1 0 日
県 民 生 活 環 境 部

条 例（案） の 概 要

県民生活環境部 女性活躍・県民協働課

条例の名称	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例【一部改正】																						
1 改正の理由・根拠	旅券法（昭和26年法律第267号。以下「法」という。）及び旅券法施行令（平成元年政令第122号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正をするもの。																						
2 改正の目的	旅券に関する国際的な動向等を踏まえ、旅券事務の効率化、旅券の国際的な信頼性の維持等を図る。																						
3 背景・必要性	申請者が発行された旅券を受領しなかったときの発行経費を徴収するとともに、偽変造防止の観点から旅券の査証欄の増補を廃止する必要がある。																						
4 内 容	<p>1 旅券の発行後、申請者が6か月以内に当該旅券を受領せず、当該旅券がその効力を失った場合において、当該申請者が失効後5年以内に再度一般旅券の発給を申請したときに、失効した一般旅券の発行経費を徴収するための手数料の新設 一般旅券発給手数料 4,000円</p> <p>2 旅券の査証欄の増補の廃止に伴う手数料の廃止 一般旅券査証欄増補手数料 500円</p> <p>3 政令の一部改正に伴う引用条項の移動 「第4条第1項第1号」 → 「第6条第1項第1号」 等</p> <p>※ 法及び政令改正後の旅券申請に係る手数料の額 （太字部分は今回新設、太枠部分は今回廃止されるもの）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申請の区分</th> <th rowspan="2">手数料額</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年旅券</td> <td>16,000円 (22,000円)</td> <td>14,000円 (18,000円)</td> <td>2,000円 (4,000円)</td> </tr> <tr> <td>5年旅券</td> <td>11,000円 (17,000円)</td> <td>9,000円 (13,000円)</td> <td>2,000円 (4,000円)</td> </tr> <tr> <td>残存有効期間同一旅券</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>査証欄の増補</td> <td>2,500円</td> <td>2,000円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法改正により、旅券の査証欄の増補廃止の代替措置として、「残存有効期間同一旅券」を新設</p>	申請の区分	手数料額	内訳		国	都道府県	10年旅券	16,000円 (22,000円)	14,000円 (18,000円)	2,000円 (4,000円)	5年旅券	11,000円 (17,000円)	9,000円 (13,000円)	2,000円 (4,000円)	残存有効期間同一旅券	6,000円	4,000円	2,000円	査証欄の増補	2,500円	2,000円	500円
申請の区分	手数料額			内訳																			
		国	都道府県																				
10年旅券	16,000円 (22,000円)	14,000円 (18,000円)	2,000円 (4,000円)																				
5年旅券	11,000円 (17,000円)	9,000円 (13,000円)	2,000円 (4,000円)																				
残存有効期間同一旅券	6,000円	4,000円	2,000円																				
査証欄の増補	2,500円	2,000円	500円																				
5 効果・影響	旅券発行経費の新設による旅券事務の効率化及び査証欄の増補廃止による旅券の国際的な信頼性の維持が図られる。																						
6 施行日	令和5年3月27日																						
7 参考事項	<p>茨城県内における一般旅券発給実績（単位：件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発給件数</td> <td>72,600</td> <td>78,769</td> <td>74,015</td> <td>9,991</td> <td>8,456</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	発給件数	72,600	78,769	74,015	9,991	8,456										
年度	H29	H30	R1	R2	R3																		
発給件数	72,600	78,769	74,015	9,991	8,456																		

条 例（案） の 概 要

県民生活環境部 廃棄物規制課

条例の名称	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 改正の理由・根拠	土砂等による土地の埋立て等の適正化を推進し、生活環境の保全及び災害の防止を図るため、所要の改正を行うもの。
2 改正の目的	土砂等による土地の埋立て等に関係する者の責務を明確化し、必要な規制等を新たに加えるもの。
3 背景・必要性	本県における不適正な埋立て等の件数は近年増加傾向にあるほか、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土砂災害では、不適正な盛土が崩壊しており、これらの社会的状況を踏まえ、生活環境の保全及び災害の防止をより確実に図る必要がある。
4 内 容	<p>1 小規模の埋立て等に係る届出制度の創設 小規模の埋立て等に関する情報を把握し、必要な指導を行うことを可能とするため、市町村条例対象外の埋立て等を行う者に対して、新たに県への届出を義務付け</p> <p>2 書面の交付・携帯義務の創設 埋立て等が許可等の手続きを経ているか等を現地で直ちに確認できるようにするため、埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等を搬入する者に対しての書面交付並びに土砂等の搬入時の書面携帯を義務付け</p> <p>3 埋立て等に同意した地権者等への義務付け及び勧告・措置命令の創設 地権者等が関与していると考えられる事案にも対処できるようにするため、埋立て等に同意した地権者等に対し、土地の管理責任を踏まえた埋立て等の施工状況の確認等を義務付け（義務を怠った場合、勧告及び措置命令の対象）</p> <p>4 条例の規定に違反した者等の公表制度の創設 適正な事業者選定に資するため、違反者の氏名等を公表</p> <p>5 土砂等搬入禁止区域の指定制度の創設 不適正な事案の継続による人の生命・財産等を害するおそれを防止するため、区域を指定し土砂等の搬入を禁止</p>
5 効果・影響	規制対象の拡充等により、不適正な事案の防止や的確な対応が推進される。
6 施行日	令和5年6月1日
7 参考事項	<p>○ パブリックコメント結果（結果の概要は別紙のとおり） 募集期間：令和4年8月22日～令和4年9月21日 意見者数：6人 延べ意見数：25件</p> <p>○ 他県条例の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地権者等の義務：千葉県、神奈川県外3府県 ・ 違反者の公表：宮城県、栃木県外8府県 ・ 土砂等搬入禁止区域：宮城県、埼玉県外8府県

別紙

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の 一部改正に関する意見募集の結果について

1 募集期間

令和4年8月22日（月）～令和4年9月21日（水）

2 募集方法

（1）閲覧方法

- ・ 県ホームページに掲載
- ・ 行政情報センター、茨城県立図書館、各県民センター県民福祉課、
廃棄物規制課での閲覧

（2）提出方法

- ・ 電子メール
- ・ F A X
- ・ 郵送

3 意見募集結果

（1）意見者数：6人

（2）主な意見

埋立て等の届出に関する意見	4件
書面交付・携帯義務に関する意見	3件
土地所有者等責任の明確化に関する意見	5件
土砂等搬入禁止区域に関する意見	1件
公表に関する意見	2件
許可の停止・取消要件等に関する意見	1件
その他の意見	9件
合計	25件

※ 改正に反対の意見はありませんでした。

条例改正議案「新旧対照表」目次

改正条例の名称	頁
茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	6
茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	7

茨城県手数料徴収条例新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第2条第1項関係)			別表第1(第2条第1項関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
6 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第6条第1項第1号又は第3号の規定に基づく旅券法(昭和26年法律第267号)第5条又は第10条第3項に規定する旅券の発行に関する事務(旅券の作成(同法第7条に規定する旅券の電磁的方法による記録を含む。))に限る。	一般旅券発給手数料	2,000円。ただし、 <u>旅券法第20条第2項に該当する場合には、4,000円</u>	6 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第4条第1項第1号又は第3号の規定に基づく旅券法(昭和26年法律第267号)第5条又は第10条第3項に規定する旅券の発行に関する事務(旅券の作成(同法第7条に規定する旅券の電磁的方法による記録を含む。))に限る。	一般旅券発給手数料	2,000円
7 旅券法施行令第6条第1項第2号の規定に基づく旅券法第9条第1項に規定する渡航先の追加に関する事務(旅券への	一般旅券渡航先追加記載手数料	300円	7 旅券法施行令第4条第1項第2号の規定に基づく旅券法第9条第1項に規定する渡航先の追加に関する事務(旅券への	一般旅券渡航先追加記載手数料	300円

渡航先の追加記載に限る。)		
8 削除		
9 削除		
10 削除		

備考 この表の右欄に掲げる金額は、当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

渡航先の追加記載に限る。)		
8 削除		
9 削除		
10 旅券法施行令第4条第1項第4号の規定に基づく旅券法第12条第1項に規定する査証欄の増補	一般旅券査証欄増補手数料	500円

備考 この表の右欄に掲げる金額は、当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条の3)</p> <p>第2章 土地の埋立て等の届出(第5条の4—第5条の6)</p> <p>第3章 土地の埋立て等の許可(第6条—第18条)</p> <p>第4章 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務等(第18条の2—第18条の4)</p> <p>第5章 土砂等搬入禁止区域(第18条の5—第18条の7)</p> <p>第6章 雑則(第18条の8—第22条)</p> <p>第7章 罰則(第23条・第24条)</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>土砂等による土地の埋立て等</u> _____について、県、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該</p>	<p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積(以下「土地の埋立て等」という。)</u>について、県、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>土砂等</u>」とは、<u>土砂及び土砂に混入し、</u></p>
<p>各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項の廃棄物を除くものをいう。</u></p> <p>(2) <u>土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。</u></p> <p>(3) <u>土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をいう。</u></p> <p>(4) <u>埋立て等区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。</u></p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(土地の埋立て等を行う者の責務)</p> <p>第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、<u>埋立て等区域</u> _____の周辺の地域の住民の理解を得よう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(土砂等を発生させる者)の責務)</p> <p>第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努</p>	<p>又は付着した物をいい、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項の廃棄物を除くものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(土地の埋立て等を行う者の責務)</p> <p>第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、<u>土地の埋立て等を行う土地の区域(以下「埋立て等区域」という。)</u>の周辺の地域の住民の理解を得よう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(土砂等を発生させる者等の責務)</p> <p>第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努</p>

<p>めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土砂等の汚染状態を確認し、土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するための必要な措置その他 適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</p>	<p>めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により _____ 適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 土地の所有者は、その所有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</p>
<p>(土地の所有者等の責務)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第5条の2 土地の所有者等は、その所有し、又は使用する権原を有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者による土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な配慮をしなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(土地の埋立て等を行う土地の所有者等の同意)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第5条の3 何人も、土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得ずに、土地の埋立て等を行ってはならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第2章 土地の埋立て等の届出</p>	<p>(新設)</p>
<p>(土地の埋立て等の届出)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第5条の4 土地の埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、土地の埋立て等を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名、土地の埋立て等の目的その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) 第6条第1項の許可を受けて行う土地の埋立て等</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 市町村が制定する土地の埋立て等を規制するための条例であつて規則で定めるものに基づく許可を受けて行う土地の埋立て等</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であつて、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの</p>	<p>(新設)</p>
<p>(4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等</p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であつて、規則で定めるもの</p>	<p>(新設)</p>
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等</p>	<p>(新設)</p>
<p>(届出事項の変更の届出)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第5条の5 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(届出事項の完了等の届出)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第5条の6 第5条の4の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地の埋立て等を完了し、廃止し、休止し、又は休止した土地の埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第3章 土地の埋立て等の許可</p>	<p>(新設)</p>
<p>(土地の埋立て等の許可)</p>	<p>(土地の埋立て等の許可)</p>

第6条 略

(許可の基準)

第7条 知事は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の水素イオン濃度指数その他の性質及び有害物質(鉛、砒ひ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。

第2号から第5号まで 略

第8条及び第9条 略

(土地の所有者等への通知)

第9条の2 許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等(当該土地の所有者等が当該許可を受けた者である場合を除く。第3項において同じ。)に、当該許可に係る第6条第2項各号に掲げる事項及び当該許可に係る条件(第8条の規定により条件を付されたときに限る。)を書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項(同条第2項の規定により第7条及び第8条の規定を準用する場合を含む。)の許可について準用する。この場合において、前項中「第6条第2項各号に掲げる事項」とあ

るのは「第6条第2項各号に掲げる事項であって、変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3 許可を受けた者は、前条第3項又は次条第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、通知しなければならない。

(着手の届出等)

第10条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第1号から第4号まで 略

2 知事は、前項の規定による届出(同項第2号又は第3号に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第6条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画(第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。)並びに埋立て等区域の周辺の地域的生活環境の保全及び災害の防止に関する計画(第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

第11条から第16条まで 略

(許可の取消し等)

第17条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する

第6条 略

(許可の基準)

第7条 知事は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の_____性質及び有害物質(鉛、砒ひ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染__の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。

第2号から第5号まで 略

第8条及び第9条 略

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(着手の届出等)

第10条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第1号から第4号まで 略

2 知事は、前項の規定による届出(同項第2号又は第3号に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第6条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画(前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。)並びに埋立て等区域の周辺の地域的生活環境の保全及び災害の防止に関する計画(前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

第11条から第16条まで 略

(許可の取消し等)

第17条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

第1号から第4号まで 略

(5) 第10条第1項、第11条第2項、又は第12条から第16条までの規定に違反したとき。

(6) 第14条第2項又は第15条の規定による報告において、虚偽の報告をしたとき。

(7) この項又は次条第2項の規定に違反したとき。

2 略

第18条 略

第4章 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務等

(土地の適正な管理)

第18条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を知事その他の関係機関に通報するとともに土地の所有者等に通知しなければならない。

2 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。

3 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等が行われ、又

ときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

第1号から第4号まで 略

(5) この項又は次条第2項の規定に違反したとき。

(新設)

2 略

第18条 略

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事その他の関係機関に通報しなければならない。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)

第18条の3 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた土地の埋立て等につき、第5条の3の同意をした土地の所有者等は、当該土地の埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土地の埋立て等の施工状況を確認しなければならない。

2 前項の土地の所有者等は、同項の確認の結果、第6条第1項又は第9条第1項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令)

第18条の4 知事は、第18条第2項の規定により当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土地の埋立て等を行う土地の所有者等であって次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の確認を怠った者(当該確認を行うべき時期におい

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

て、第6条第1項又は第9条第1項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限る。)

(2) 前条第2項の報告を怠った者

(新設)

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(新設)

第5章 土砂等搬入禁止区域

(新設)

(土砂等搬入禁止区域の指定)

(新設)

第18条の5 知事は、土地の埋立て等が継続されることにより、埋立て等区域及びその周辺の区域における人の生命、身体又は財産が害されるおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域(以下「土砂等搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

(新設)

2 知事は、前項の規定により土砂等搬入禁止区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(新設)

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(新設)

4 知事は、第1項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ当該指定の事由が引き続き存すると認めるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町村長から意見を聴取した上、同項の規定により土砂

(新設)

等搬入禁止区域として指定することができる。

5 知事は、第1項の規定による指定の準備をするため必要があると認めるときは、その職員に、他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

(新設)

6 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

(新設)

7 前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(新設)

(土砂等の搬入の禁止)

第18条の6 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

(新設)

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第18条の7 知事は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

(新設)

2 第18条の5第2項及び第3項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(新設)

第6章 雑則

(新設)

(書面の交付及び携帯)

(新設)

第18条の8 次の各号に掲げる者は、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者に対し、土地の埋立て等に用いる土砂等の性質そ

(新設)

<u>の他規則で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。</u>	
<u>(1) 第5条の4の届出をした者</u>	(新設)
<u>(2) 許可を受けた者</u>	(新設)
<u>(3) 市町村が制定する土地の埋立て等を規制するための条例であって規則で定めるものに基づく許可を受けて土地の埋立て等を行う者</u>	(新設)
<u>2 前項の書面の交付を受けた者は、発生させた土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、搬入に係る土砂等の発生の場所、搬入先その他規則で定める事項を記載した書面（以下「適合証明書」という。）を交付しなければならない。</u>	(新設)
<u>3 適合証明書の交付を受けた者は、当該適合証明書に係る土砂等を埋立て等区域に搬入するときは、当該適合証明書を携帯しなければならない。</u>	(新設)
<u>4 第1項各号に掲げる者は、前項の規定に違反して適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れてはならない。</u>	(新設)
<u>(土地の埋立て等の停止命令等)</u>	(新設)
<u>第18条の9 知事は、前条第1項又は第4項の規定に違反して土地の埋立て等を行う者(第5条の4の届出をした者又は許可を受けた者に限る。)に対し、期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。</u>	(新設)
<u>2 知事は、前条第3項の規定に違反して適合証明書を携帯せずに土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、土砂等を搬入しないよう命ずることができる。</u>	(新設)

<u>3 知事は、前2項の命令を口頭とした場合において、その相手方から命令の内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。</u>	(新設)
<u>(公表)</u>	(新設)
<u>第18条の10 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。</u>	(新設)
<u>(1) 第5条の4、第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、土地の埋立て等を行った者</u>	(新設)
<u>(2) 第17条第1項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者</u>	(新設)
<u>(3) 第18条の規定による命令を受けた者</u>	(新設)
<u>(4) 第18条の6の規定に違反して土砂等を搬入した者</u>	(新設)
<u>(5) 第18条の9第1項又は第2項の規定による命令を受けた者</u>	(新設)
<u>2 知事は、前項第1号又は第4号の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。</u>	(新設)
<u>(関係行政機関等への照会等)</u>	(関係行政機関 への照会等)
<u>第19条 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関、関係地方公共団体、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、照会し、又は協力を要請することができる。</u>	第19条 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体 _____ に対し、照会し、又は協力を要請することができる。
<u>2 知事は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる</u>	<u>2 知事は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂</u>

土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者その他 の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等に対し、第18条の8第1項の書面又は適合証明書、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは第18条の8第1項の書面又は適合証明書の提示を求めることができる。

第3項及び第4項 略

第21条及び第22条 略

第7章 罰則

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第1号及び第2号 略

等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者その他土地の埋立て等との関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者に対し

_____、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に_____、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ_____ることができる。

第3項及び第4項 略

第21条及び第22条 略

(新設)

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第1号及び第2号 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の4の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第18条の4第2項又は第18条の9第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

(3) 第18条の6の規定に違反して土砂等を搬入した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

第1号及び第2号 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の5、第5条の6、第9条第3項、第10条第1項又は第11条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第2号及び第3号 略

(両罰規定)

第24条 略

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

第1号及び第2号 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) _____第9条第3項、第10条第1項又は第11条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第2号及び第3号 略

(両罰規定)

第24条 略

令和 4 年 第 4 回 定例会

防災環境産業委員会資料

(主な事務事業等の経過)

- 1 茨城県犯罪被害者等支援計画（案）のパブリックコメントの
実施について【生活文化課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 百里基地における日米共同訓練等の実施について
【生活文化課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 第 4 次茨城県環境基本計画（案）のパブリックコメントの
実施について【環境政策課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 茨城県地球温暖化対策実行計画（改定案）のパブリックコメントの
実施について【環境政策課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 高病原性鳥インフルエンザにかかる疑似患畜の確認に伴う「野鳥監視
重点区域」の指定及びその対応について【環境政策課】・・・・・・ 10
- 6 「いばらきエネルギーシフト促進事業」の申請状況等について
【環境政策課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 7 イノシシ等野生鳥獣による被害防止対策状況の公表について
【環境政策課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 8 サイクルツーリズムの推進について【スポーツ推進課】・・・・・・ 22

令和 4 年 11 月 10 日
県 民 生 活 環 境 部

茨城県犯罪被害者等支援計画（案）のパブリックコメントの実施について

県民生活環境部 生活文化課

<p>計画の名称</p>	<p>茨城県犯罪被害者等支援計画（案）</p>
<p>1 策定の理由・根拠</p>	<p>茨城県犯罪被害者等支援条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方及び犯罪被害者等支援に関する具体的な施策等を定めるとともに、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和5年度からの新たな計画を策定する。</p>
<p>2 パブリックコメント実施の目的</p>	<p>条例第8条第3項の規定に基づき、本計画の策定にあたり、県民意見提出手続制度により県民等の意見を広く求める。</p>
<p>3 内容・方法</p>	<p>1 計画案の概要</p> <p>(1) 計画の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標：関係機関が連携し、犯罪被害者等が抱える問題やニーズに応える支援の推進や体制整備 ・計画期間：令和5年度から令和9年度まで（5か年） ・進行管理：毎年度、支援施策の実施状況の点検、有識者による施策の検証を行う <p>(2) 基本方針等</p> <p>【基本方針】 犯罪被害者等支援に携わるすべての機関が連携した途切れのない支援の推進</p> <p>【重点テーマ】</p> <p>①支援等のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談、情報の提供等（第9条） ・人材の育成（第16条） ・民間支援団体に対する支援（第17条） <p>②精神的・身体的被害の回復・防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身に受けた影響からの回復（第10条） ・安全の確保（第11条） <p>③損害回復・経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住の安定等（第12条） ・雇用の安定等（第13条） ・経済的負担の軽減（第14条） <p>④犯罪被害者等を支える地域社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の理解の増進（第15条） <p>【目標達成のための指標】 被害者支援条例やワンストップ相談窓口の認知度向上など</p> <p>2 パブリックコメントの実施期間 令和4年11月中旬～12月中旬</p> <p>3 意見の募集方法 県ホームページへの掲載や生活文化課、行政情報センター、各県民センター等での閲覧</p>
<p>4 今後のスケジュール（予定）</p>	<p>令和4年11月 パブリックコメント実施 令和5年 3月 令和5年度第1回定例会常任委員会報告 令和5年 3月 計画決定</p>

茨城県犯罪被害者等支援計画（概要）

第1 計画の基本的な考え方

○経緯・趣旨

茨城県犯罪被害者等支援条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

○計画の目標

関係機関が連携し、犯罪被害者等が抱える問題やニーズに応える支援の推進や体制整備

○計画の期間・進行管理

令和5年度から令和9年度まで（5か年）

毎年度、支援施策の実施状況の点検、有識者による施策の検証

第2 県内情勢と犯罪被害者等を取り巻く現状

○県内における犯罪等、相談の現状

刑法犯認知件数は減少傾向

いばらき被害者支援センター等への相談、DVや児童虐待に関する相談は増加傾向

○犯罪被害者等を取り巻く現状

犯罪被害により、心身に様々な問題を抱える

性犯罪やDV等被害は、自責感等から被害が潜在化してしまう傾向

○県民の意識調査（いばらきネットモニターアンケート：回答者数：596名）

犯罪被害者等支援に関する施策の認知度は低い（施策を知らない：56.5%）

犯罪被害者等支援の関心度は高く、重要性も強く認識（関心度：65.9% 重要性：93.2%）

第3 犯罪被害者等支援施策の基本方針等

○基本方針

『犯罪被害者等支援に携わるすべての機関が連携した途切れのない支援の推進』

○重点テーマ

①支援等のための体制整備…すべての機関が連携した中・長期的な支援

方向性⇒部局横断的な広報による相談窓口の認知度向上

各機関が連携した相談体制の充実、相談対応職員の資質向上

②精神的・身体的被害の回復・防止…一時避難や適切な支援により回復・軽減

方向性⇒犯罪被害者等のニーズに沿った支援制度の活用

関係機関が連携した犯罪被害者等の安全確保

③損害回復・経済的支援…犯罪被害者等のニーズに沿った経済的支援

方向性⇒積極的、効果的な支援制度の活用

事業者への二次的被害に関する理解促進

④犯罪被害者等を支える地域社会の形成…二次的被害に配慮した地域社会の形成

方向性⇒二次的被害が発生しない地域づくり

犯罪被害者等支援に関する教育の推進

○目標達成のための指標（令和4年度⇒令和9年度） 全4項目

- ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度 6.9% ⇒ 30%
- ・いばらき被害者支援センターの認知度 9.7% ⇒ 30%
- ・性犯罪、性暴力被害相談窓口の認知度 7.5% ⇒ 30%
- ・県弁護士会と警察本部の連携による早期支援 1件(R4.10現在) ⇒ 10件

第4 具体的施策

重点テーマ① 支援等のための体制整備

○相談、情報の提供等【第9条】

ホームページやリーフレット等による情報の提供

県、警察、いばらき被害者支援センターにおける各種相談等の対応

○人材の育成【第16条】

各機関において相談に対応する職員向けの研修

○民間支援団体に対する支援【第17条】

いばらき被害者支援センターへの財政支援と連携・協力

性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力

重点テーマ② 精神的・身体的被害の回復・防止

○心身に受けた影響からの回復【第10条】

医療費等の公費負担制度

スクールカウンセラー等の活用による支援

○安全の確保【第11条】

宿泊施設等における一時避難

児童相談所及び女性相談センターによる一時保護

重点テーマ③ 損害回復・経済的支援

○居住の安定等【第12条】

避難にかかる宿泊費用及びハウスクリーニング費用の公費負担

県営住宅への優先入居等

○雇用の安定等【第13条】

安全なまちづくり推進会議における二次的被害防止に関する理解促進

いばらき労働相談センターにおける労働相談

○経済的負担の軽減【第14条】

医療費等の公費負担制度

犯罪被害給付制度等の運用

重点テーマ④ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

○県民の理解の増進【第15条】

犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発

県内の学校における教育や講演会等の開催による意識醸成

第5 性暴力被害の特性に応じた支援

※8月のパブリックコメント段階での内容で仮作成

○課題と方向性

課題：心身の回復及び被害の潜在化防止に向けた支援の質の向上と相談窓口の認知度向上

方向性：若年層からの性暴力の被害者支援や根絶に関する意識醸成と各施策の適切な推進

○性暴力被害の特性に応じた支援施策

・総合的な相談体制の整備等……………各機関における各種相談等の対応や公費負担制度

・性暴力の根絶に資する総合的な教育…各機関における教育や講演会の開催

3-1 性暴力の根絶に関する広報啓発……………各週間、月間、運動における広報啓発

・被害者の安全な居住の確保……………宿泊施設への一時避難、一時保護施設における保護

百里基地における日米共同訓練等の実施について

生活文化課

1 昼夜連続飛行訓練の実施について

概要	最近の国際情勢が不安定になっていることなどを踏まえ実施された、昼夜連続飛行訓練
期間	令和4年10月27日(木)～28日(金)
機種	F-2 ※通常百里基地における訓練で使用している機種
場所	百里基地及び周辺空域 ※通常訓練と同じ

2 日米共同訓練（訓練移転）の実施について

概要	在日米軍飛行場周辺地域の負担軽減のために、平成18年に日米で合意された日米ロードマップに基づき、在日米軍飛行場から百里基地等へ移転して実施される日米共同訓練（11回目。前回実施：令和3年12月）
期間	令和4年11月10日(木)～18日(金) ※土日は訓練なし
場所	百里沖空域等
参加部隊	米軍：第35戦闘航空団（三沢）（F-16×12機程度、人員130名程度） 日本側：第7航空団（百里）（F-2×8機程度）
訓練内容	戦闘機による訓練等 ※百里基地にオスプレイが来ることはない。

3 日米共同統合演習（実動演習）の実施について

概要	昭和60年度から概ね2年毎に、全国規模で実施される、陸上、海上、航空作戦等の総合的な日米共同演習（前回実施：令和2年10～11月）
期間	令和4年11月10日(木)～19日(土) ※土日のうち、11/12(土)のみ百里基地での航空機離発着予定
場所	自衛隊施設、在日米軍施設、津多羅島、奄美大島、徳之島、我が国周辺海空域等
参加規模	自衛隊：人員約26,000名、艦艇約20隻、航空機約250機 米軍：人員約10,000名、艦艇約10隻、航空機約120機 その他：豪艦艇1隻、豪航空機1機、加艦艇2隻、加航空機1機、英艦艇1隻
訓練内容	水陸両用作戦、陸上作戦、海上作戦、航空作戦等 ※百里基地にオスプレイが来ることはない。

4 国の対応について

- (1) 「2 日米共同訓練」の現地対策本部を令和4年11月7日(月)に設置し、訓練中、戦闘機の離発着等に応じて随時、県や地元市町に対し、情報提供。
- (2) 防衛省により周辺市町（かすみがうら市、行方市、銚田市、小美玉市、茨城町）の各1地点において騒音調査を実施。
また、前回訓練において実施した騒音調査の結果、百里基地における過去の訓練や通常訓練と比較し、特異な結果は発生していないと、北関東防衛局から説明を受けた。

5 県の対応について

- (1) 事前説明時(10月19日)に、北関東防衛局地方調整課長らに申し入れ。
- ・ 県、地元市町への十分な情報提供
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策
 - ・ 訓練中の事故防止の徹底
 - ・ 騒音による被害の低減
 - ・ 米軍による事故や事件の防止の徹底
- (2) 「1 昼夜連続飛行訓練」について、訓練実施前(10月24日)及び訓練実施後(10月31日)に、百里基地監理部長らに申し入れ。
- ・ 夜間における航空機の離発着予定及び実施結果等の情報提供。
 - ・ 夜間における訓練が常態化しないこと。
 - ・ 県民が不安を抱かないよう、十分な情報提供や騒音対策の徹底。
- (3) 訓練期間中
- ・ 知事部局、警察本部の関係各課で連絡共有体制を構築。
 - ・ 地元市町等と情報を共有するとともに、県ホームページに情報を掲載。

【参考1】「2 日米共同訓練(訓練移転)」実績(百里基地)

回数	期間	米側(※は参加規模)	日本側
H19年度 (1回目)	H19.10.15(月)～19(金)	第35戦闘航空団(三沢) ※F-16×5機程度、人員80名程度	第7航空団、 中部航空警戒管制団
H19年度 (2回目)	H20.1.15(火)～18(金)	第35戦闘航空団(三沢) ※F-16×5機程度、人員80名程度	第7航空団、 中部航空警戒管制団
H21年度 (3回目)	H21.10.2(金)～9(金)	第18航空団(嘉手納) ※F-15×5機程度、人員90名程度	第7航空団、 中部航空警戒管制団
H21年度 (4回目)	H22.1.29(金)～2.5(金)	第18航空団(嘉手納) ※F-15×6機程度、人員90名程度	第7航空団、 中部航空警戒管制団
H23年度 (5回目)	H24.2.13(月)～24(金)	第12海兵航空群(岩国) ※F/A-18×6機程度、人員60名程度	第7航空団、偵察航空隊、 中部航空警戒管制団
H26年度 (6回目)	H27.3.9(月)～21(土)	第12海兵航空群(岩国) ※F/A-18×5機程度、人員60名程度	第7航空団、偵察航空隊、 中部航空警戒管制団
H27年度 (7回目)	H27.9.7(月)～18(金)	第12海兵航空群(岩国) ※F/A-18×5機程度、人員80名程度	第7航空団、 中部航空警戒管制団
H29年度 (8回目)	H29.7.7(金)～21(金)	第12海兵航空群(岩国) ※F/A-18×6機程度、人員140名程度	第7航空団、 中部航空警戒管制団
H30年度 (9回目)	H30.4.6(金)～12(木)	第5空母航空団(岩国) ※F/A-18×5機程度、人員60名程度	第7航空団、 中部航空警戒管制団
R3年度 (10回目)	R3.12.13(月)～17(金)	第12海兵航空群(岩国) ※F/A-18×8機程度、人員170名程度	第7航空団

【参考2】「3 日米共同統合演習(実動演習)」実績(全国規模)

回数	期間	参加規模
H28年度 (13回目)	H28.10.30(土)～11.11(金)	自衛隊：人員約25,000名、艦艇等約20隻、航空機約260機 米軍：人員約11,000名
H30年度 (14回目)	H30.10.29(月)～11.8(木)	自衛隊：人員約47,000名、艦艇約20隻、航空機約170機 米軍：人員約9,500名、加軍：艦艇2隻
R2年度 (15回目)	R2.10.26(月)～11.5(金)	自衛隊：人員約37,000名、艦艇約20隻、航空機約170機 米軍：人員約9,000名、加軍：艦艇1隻

第4次茨城県環境基本計画（案）のパブリックコメントの実施について

県民生活環境部 環境政策課

計画の名称	第4次茨城県環境基本計画（案）
1 策定の理由・根拠	現計画（平成25年度～令和4年度）が今年度をもって終了することから、茨城県環境基本条例第9条に基づき、令和5年度を初年度とする次期計画を策定する。
2 パブリックコメント実施の目的	県民の意見を広く求め、必要に応じて計画に反映させるため、パブリックコメントを実施する。
3 内容・方法	<p>1 計画案の概要</p> <p>本県を取り巻く環境情勢の変化に対応し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画。</p> <p>※別添「第4次茨城県環境基本計画（案）の概要」参照</p> <p>【概要】</p> <p>（1）計画策定の基本的事項</p> <p>（2）基本目標</p> <p>環境の将来像</p> <p>「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の実現 ・循環型社会の実現 ・自然と共生する社会の実現 ・霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生 ・身近な地域環境の保全 <p>（3）施策の推進</p> <p>次の8つの分野に25項目の具体的な施策を掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進 ・地域環境保全対策の推進 ・湖沼環境保全対策の推進 ・循環型社会づくりの推進 ・生物多様性の保全と持続可能な利用 ・快適で住みよい環境の保全と創出 ・各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進 ・環境の保全と創造のための基本的施策の推進 <p>（4）計画の推進</p> <p>2 パブリックコメントの実施期間</p> <p>令和4年12月から令和5年1月にかけて、1ヶ月程度実施。</p> <p>3 意見募集方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページへの掲載 ・環境政策課、各県民センター等での閲覧
4 策定期期	令和5年3月（予定）

第4次茨城県環境基本計画（案）の概要

第1章 計画策定の基本的事項

(1) 計画策定の背景

- ・本県では、平成25年（2013年）3月に策定した「第3次茨城県環境基本計画」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。
- ・本県を取り巻く環境情勢の変化に対応し、第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～や関連計画との整合を図りながら、県の環境の将来像とその具体的な施策を掲げた「第4次茨城県環境基本計画」を策定する。

(2) 計画策定の基本的な考え方

複数の課題を統合的に解決することを目指すSDGsの考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上を進め、持続可能な社会を目指す。また、次に掲げる近年の経済・社会情勢の変化及び環境を取り巻く状況等を踏まえ策定する。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ■ 地球温暖化対策の推進 | ■ 生物多様性の保全 |
| ■ 気候変動による影響への適応の推進 | ■ 多様で健全な水循環の保全と利用 |
| ■ 循環型社会づくりの推進 | ■ 持続可能な地域づくり |
| ■ 地域環境の保全 | |

(3) 計画の性格と役割

- ・環境基本条例第9条に定める、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画。
- ・第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～の部門別計画。

(4) 各主体の役割

地球規模での環境問題が深刻化する中で、多様な主体の参加によるパートナーシップはより重要となっており、県、県民、民間団体、事業者及び市町村を計画に関わる主体として位置づけ、各主体に期待される役割や取組を示す。

(5) 計画の期間

令和5年度（2023年度）を初年度として、概ね10年間の施策の方向性を示す。

第2章 基本目標

(1) 環境の将来像

「豊かで魅力ある自然が守られ、
持続可能で環境と調和した社会」

(2) 基本目標

- | | |
|----------------|--------------------|
| ■ 脱炭素社会の実現 | ■ 霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生 |
| ■ 循環型社会の実現 | ■ 身近な地域環境の保全 |
| ■ 自然と共生する社会の実現 | |

第3章 施策の推進

(1) 地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進

- 1-1 省エネルギー及び二酸化炭素吸収源対策
- 1-2 再生可能エネルギーの利用と導入促進
- 1-3 気候変動適応策の推進

(2) 地域環境保全対策の推進

- 2-1 大気環境の保全
- 2-2 水環境の保全
- 2-3 土壌・地盤環境の保全
- 2-4 化学物質の環境リスク対策
- 2-5 原子力災害からの環境再生の推進

(3) 湖沼環境保全対策の推進

- 3-1 霞ヶ浦の総合的な水質保全対策
- 3-2 酒沼・牛久沼の水質保全対策

(4) 循環型社会づくりの推進

- 4-1 資源の循環的利用の促進等
- 4-2 廃棄物の適正処理の推進

(5) 生物多様性の保全と持続可能な利用

- 5-1 生物多様性の保全
- 5-2 自然公園等の保護と利用
- 5-3 森林・農地の保全
- 5-4 河川等水辺環境の保全と活用

(6) 快適で住みよい環境の保全と創出

- 6-1 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出
- 6-2 歴史的環境・自然景観の保全と活用
- 6-3 自然災害への対応

(7) 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進

- 7-1 環境教育・環境学習等の推進
- 7-2 各主体の環境保全活動と協働取組の促進
- 7-3 国際的な視点での環境保全活動の促進

(8) 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

- 8-1 環境情報の収集・管理・提供
- 8-2 グリーン・イノベーションの推進
- 8-3 総合的な環境保全対策の推進

第4章 計画の推進

(1) 推進体制

- ・庁内関係部局と連携・調整を図り、関連する施策を計画的・総合的に推進する。
- ・本計画を実行性のあるものとするため、行政だけでなく、県民、民間団体、事業者、市町村などの主体と連携しながら取り組んでいく。

(2) 進行管理の仕組み

- ・PDCAサイクルにより進捗状況を毎年度分析・評価し、結果を環境白書やホームページ等で公表する。
- ・有識者等から意見を聴き施策の実施状況や指標による評価を実施。
- ・社会情勢の変化等に対応できるよう、必要に応じて計画見直しを行う。

茨城県地球温暖化対策実行計画（改定案）のパブリックコメントの実施について

県民生活環境部 環境政策課

<p>計画の名称</p>	<p>茨城県地球温暖化対策実行計画（改定案）</p>
<p>1 策定の理由・根拠</p>	<p>本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」）及び気候変動適応法に基づく法定計画であり、昨年、国が、地球温暖化対策推進法を改正し、「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置づけたことなどを踏まえ、県の温室効果ガスの削減目標等を見直し、地球温暖化対策の充実を図るため、現行計画を改定する。</p>
<p>2 パブリックコメント実施の目的</p>	<p>県民の意見を広く求め、必要に応じて計画に反映させるため、パブリックコメントを実施する。</p>
<p>3 内容・方法</p>	<p>1 計画案の概要 国の「地球温暖化対策計画」や「気候変動適応計画」などに即して、本県の地域特性を踏まえた温室効果ガスの排出削減対策や、気候変動適応策に係る県の取組などを内容とする計画。 ※別添「茨城県地球温暖化対策実行計画（改定案）の概要」参照 【概要】 (1) 計画改定の趣旨 (2) 地球温暖化の現状 (3) 温室効果ガス排出量の削減目標 (4) 温室効果ガス排出削減対策 <取組方針> 産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門の4部門における取組に加え、分野横断的な再生可能エネルギー等の利用促進、循環型社会の形成、森林吸収源対策等の取組を推進。 (5) 気候変動適応策 <取組方針> 農林水産業分野、自然災害・沿岸域分野、水環境・水資源分野、自然生態系分野、健康分野、県民生活分野、産業・経済活動分野の7分野について、地域特性に応じた取組を推進。 (6) 計画の推進体制 (7) 促進区域設定に関する基準</p> <p>2 パブリックコメントの実施期間 令和4年12月から令和5年1月にかけて、1ヶ月程度実施。</p> <p>3 意見募集方法 ・県ホームページへの掲載 ・環境政策課、各県民センター等での閲覧</p>
<p>4 策定期期</p>	<p>令和5年3月（予定）</p>

茨城県地球温暖化対策実行計画（改定案）の概要 ～カーボンニュートラル実現への挑戦～

別添

1. 計画改定の趣旨

計画改定の背景

これまで、本県では、2017（平成 29）年に茨城県地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を改定し、県民総ぐるみによる地球温暖化対策を推進。

国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、2050 年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけ。

実行計画（平成 29 年 3 月改定）において「地球温暖化対策に関する国内外の動向等を踏まえ見直す」としており、国の新たな削減目標が定められたこと等を鑑み改定。

計画の位置づけ

- ・「地球温暖化対策推進法（平成 10 年法律第 117 号）」第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）
- ・「地球温暖化対策推進法」第 21 条第 6 項、第 7 項に基づく促進区域の設定に関する県基準
- ・「気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）」第 12 条に基づく地域気候変動適応計画

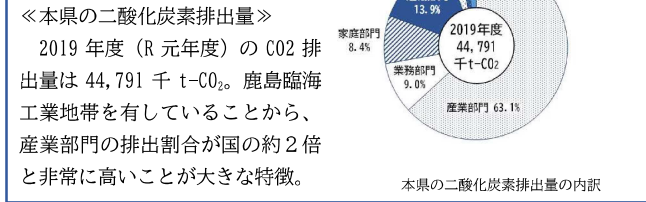
計画期間

計画期間：2023（令和 5）年度から 2030（令和 12）年度まで

2. 地球温暖化の現状

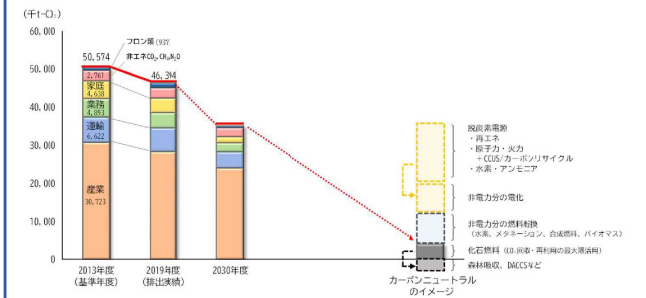
- ・世界における現状
最新の地球温暖化の現状（IPCC 第 6 次報告書等）によると人間活動により地球温暖化が進んでおり、大気、海洋において影響が出ている。

- ・日本における現状
日本において、長期的に 100 年あたり 1.28℃の割合で気温が上昇し、1990 年代以降、高温となる日が頻出。
- ・本県における現状
全国と同様に、平均気温の上昇や、年間猛暑日数が増加している。



3. 温室効果ガス排出量の削減目標

- ・国の削減目標を踏まえ、本県の地域特性に合った削減目標を検討中。
- ・基準年度：2013 年度、目標年度：2030 年度



4. 温室効果ガス排出削減対策

基本方針

- ・今後、徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、廃棄物の 3 R の取組、森林吸収源対策を推進。
- ・あらゆる主体が、地球温暖化に対する意識を高め、連携・協働して自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組み、カーボンニュートラルの実現へ挑戦。

カーボンニュートラル実現への挑戦

「4 部門における取組方針」

産業部門	臨海部における集中的な取組、事業活動の省エネルギー対策、建築物の省エネルギー対策
業務部門	事業活動の省エネルギー対策、建築物の省エネルギー対策 市町村温暖化対策実行計画策定の支援
家庭部門	家庭の省エネルギー対策、環境に配慮した住まいづくりの推進
運輸部門	自動車の環境負荷低減、脱炭素なまちづくりの推進

「その他（分野横断）における取組方針」

再生可能エネルギー等の利用促進	再生可能エネルギーの導入の推進、水素等の新たなエネルギーの利活用の推進、再生可能エネルギー等の研究開発と利活用の推進
循環型社会の形成	3 R の推進、適正処理の推進
森林吸収源対策等	森林の二酸化炭素吸収機能の向上 農地・緑化による吸収源対策等

5. 気候変動適応策

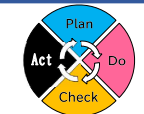
基本方針

- ・気候変動の影響は様々な分野において顕在化しつつあり、将来はさらに拡大する可能性が高いと考えられているため、地域特性に応じた気候変動への適応が必要。
- ・気候変動影響評価報告書において示された 7 つの分野の本県における影響を整理し、それに対する適応策を推進。

農林水産業分野	気候変動に対応した新品種・新技術の開発 等
自然災害・沿岸域分野	地域防災力の向上、災害に備えた強靱な県土づくり 等
水環境・水資源分野	長期にわたる安定的な水資源の確保 等
自然生態系分野	生物多様性戦略への適応の組み込み 等
健康分野	熱中症対策、蚊媒感染症対策
県民生活分野	大雨等によるインフラ・ライフラインの影響への対処、 熱ストレスによる影響への対処
産業・経済活動分野	停電時においてもエネルギーを確保できる地産地消型の電源確保

6. 計画の推進体制

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、PDCAサイクルを活用して進行管理を実施。



7. 促進区域設定に関する基準

- ・再生可能エネルギーの導入に資する「促進区域」を、市町村が設定する際の基準。
- ・当該基準には、防災、景観、自然環境の保全等の観点から「再生可能エネルギーの導入に適さないエリア」や「環境配慮事項」を規定。

高病原性鳥インフルエンザにかかる疑似患畜の確認に伴う 「野鳥監視重点区域」の指定及びその対応について

環境政策課

1 経緯

- 11月3日(木) ・かすみがうら市の養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められるとの通報を受け、県南家畜保健所が簡易検査を実施し陽性
- 11月4日(金) ・遺伝子検査で陽性となり、農林水産省により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確認(家きんとして今シーズン国内4例目)
 ・環境省が発生農場の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定
【区域の内訳】
 土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、小美玉市、阿見町の一部

2 県民生活環境部の対応

1	平常時の対応	○死亡野鳥等を対象に、ウイルス検査を通年で実施
2	野鳥監視重点区域の指定を受けた対応	○上記に加えて「状況調査」を実施 ・渡り鳥飛来状況・鳥類相調査 ・大量死等の異常の監視 など ○解除：家きんの防疫措置が完了した翌日から28日目の24時に指定期間解除 期間中に陽性が確認された場合は期間延長

【参考】

- (1) 今シーズン(R4.9月～)の全国の死亡野鳥等における鳥インフルエンザ発生状況
 (令和4年11月7日17時 環境省更新 現在)

種別	発生状況	内訳
家きん	1道3県 6件発生	北海道2件、茨城県1件、香川県1件 岡山県1件
野鳥	1道5県 9件発生	北海道3件、宮城県2件、神奈川県1件 新潟県2件、福井県1件、鹿児島県1件

- (2) 直近の本県内での発生状況

- ・平成28年度に野鳥62件発生(うち、56件が水戸市の千波湖等)
- ・令和2年度に家きん1件、野鳥1件発生

「いばらきエネルギーシフト促進事業」の申請状況等について

環境政策課

1 事業概要

(1) 目的

原油価格等の高騰下において、再生可能エネルギーの導入を促進し、事業者の負担軽減を図るとともに、県内産業におけるエネルギーの転換を図る。

(2) 概要

事業者が、県内事業所に太陽光発電設備、蓄電池を導入する際の経費の一部を補助する。

(3) 対象

全ての業種を対象とし、県内に事業所を設置（又は設置予定）している事業者

(4) 対象設備

太陽光発電設備、蓄電池 ※原則、発電した電気を自家消費すること。

(5) 補助金額

設備	補助額	金額上限
太陽光	12万円/kW	1億2,000万円
蓄電池	9万円/kW	「太陽光発電設備が8h発電する電気を蓄電できる容量」×9万円/kWh

※対象設備の導入に係る経費については、要件を満たした場合、県融資制度等の活用も可能（補助金分除く）

2 申請状況等

(1) 募集期間

- ・1次募集 8月8日（月）～8月29日（月）
- ・2次募集 9月12日（月）～9月30日（金）
- ・3次募集 10月7日（金）～10月21日（月）

(2) 申請状況

項目	太陽光の発電出力ごとの内訳		合計
	50kW未満	50kW以上	
太陽光の発電出力	50kW未満	50kW以上	—
想定件数	100件	80件	180件
申請件数	129件	94件	223件
予算配分	5億2,500万円	17億5,875万円	22億8,375万円
申請額	4億4,492万円	19億9,069万円	24億3,561万円

※ 予算超過分については審査の過程における精査などにより、予算額の範囲内となる見込み。

イノシシ等野生鳥獣による被害防止対策状況の公表について

環境政策課

1 趣旨

イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例（平成 30 年茨城県条例第 30 号）第 9 条の規定に基づき、県が令和 3 年度に講じた被害の防止対策の状況を公表する。

2 公表内容

(1) イノシシの捕獲状況、生息状況、野生鳥獣による農作物被害状況等

○イノシシの捕獲頭数及び捕獲位置

- ・令和 3 年度の総捕獲数は 4,805 頭（令和 2 年度は 11,963 頭）
- ・中山間地域で捕獲数が大幅に減少したところがある一方で、県央や県南の一部地域では増加したところもあった。（捕獲される地域範囲の縮小はみられない）

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数（頭）	7,606	9,579	11,387	11,963	4,805
許可捕獲	3,457	4,970	6,158	7,205	3,188
狩猟	4,086	4,545	5,160	4,704	1,591
指定管理	63	64	69	54	26

○イノシシ等による農作物被害の状況 等

- ・令和 3 年度のイノシシによる農作物被害額は 62,393 千円（年々減少）

年度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額（千円）	153,745	100,431	97,126	92,541	62,393

(2) 被害への対策

- 市町村の農作物被害防止活動への支援
- 指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数管理

(3) 野生鳥獣被害対策を担う人材の育成

- 捕獲の担い手の確保・育成
 - ・ハンティングの魅力セミナーを開催（年 2 回/延べ参加者 85 名）し、新規免許取得を推進
 - ・新人ハンタースキルアップ研修会を開催（年 3 回/延べ参加者 36 名）し、狩猟経験の浅い狩猟者へベテランが技術を伝承
- 農作物被害防止対策を担う人材の育成

(4) その他

- イノシシによる人身被害や狩猟事故の防止
- イノシシの肉の放射性物質検査結果の公表 等

3 公表方法及び時期

- (1) 公表方法 茨城県ホームページへの掲載（公表資料は別添のとおり）
- (2) 公表時期 令和4年11月中

令和3年度のイノシシ等野生鳥獣による被害防止対策の状況

(イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例第9条に基づく公表)

令和4年11月 茨城県

● イノシシの捕獲状況、生息状況、野生鳥獣による被害状況等

- 1 イノシシの捕獲頭数及び捕獲位置(環境政策課)
- 2 イノシシの生息状況等調査の実施(環境政策課)
- 3 令和3年度のイノシシ等による農作物被害の状況(農村計画課)

● イノシシ等野生鳥獣による被害への対策

- 4 市町村の農作物被害防止活動への支援(農村計画課)
- 5 ICTを活用した被害防止対策の実証(農村計画課)
- 6 集落環境診断による地域ぐるみの被害防止対策の推進(農村計画課)
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数管理(環境政策課)

● イノシシ等野生鳥獣被害対策を担う人材の育成

- 8 捕獲の担い手の確保・育成(環境政策課)
- 9 農作物被害防止対策を担う人材の育成(農村計画課)

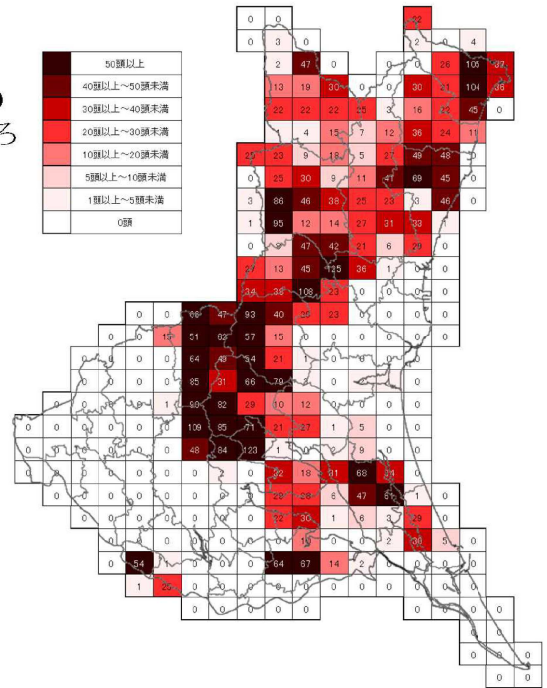
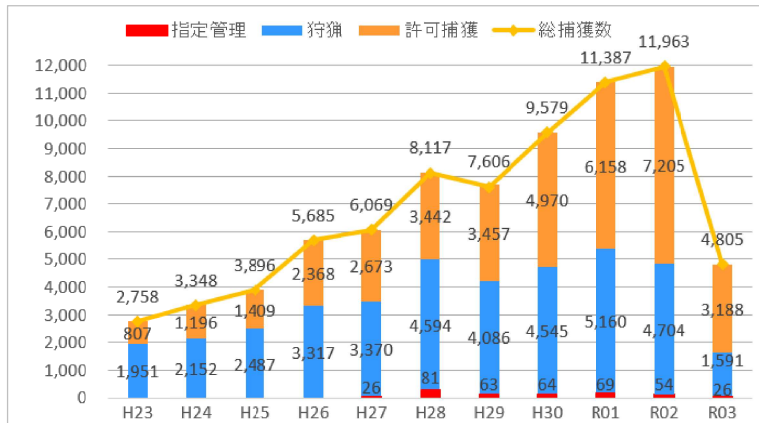
● その他

- 10 イノシシによる人身被害等の防止に係る注意喚起(環境政策課)
- 11 鳥獣の捕獲における事故防止に向けた取組み(環境政策課)
- 12 野生のイノシシの肉の放射性物質検査結果の公表(環境政策課)

1 イノシシの捕獲頭数及び捕獲位置(環境政策課)

○捕獲状況

- 令和3年度の総捕獲数は4,805頭である。
- 令和2年度比で6割減となった。(3種の捕獲区分すべてが減少した。)
- 総捕獲数の多くを占めている中山間地域において大きく減少したところがある一方で、県央や県南の一部地域では増加したところもある。
- 捕獲される地域範囲の縮小はみられない。



1

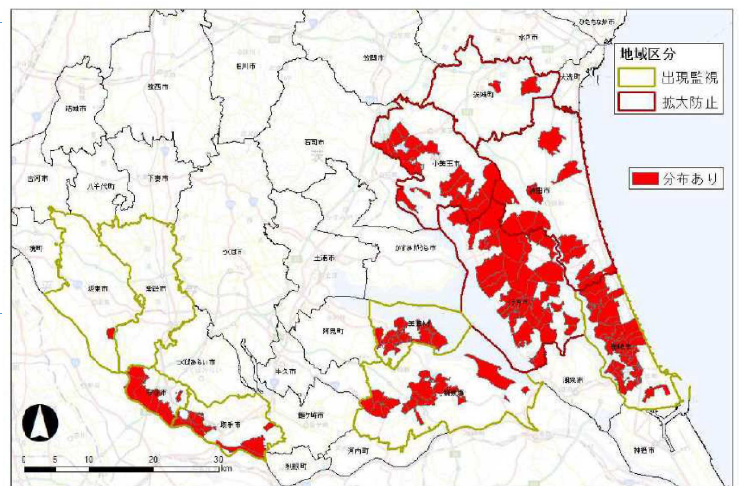
2 イノシシの生息状況等調査の実施(環境政策課)

○調査目的

- イノシシの分布拡大が懸念されることから、拡大防止地域4市町及び出現監視地域のうち7市村(計11市町村)において生息状況等調査を実施。
- イノシシの捕獲状況、目撃状況及び農業被害状況について、既存資料の分析や地域住民への聞き取りにより収集し、今後の捕獲や被害対策の方針を検討するための基礎資料とする。

○調査結果

- 対象11市町村のうち10市町村で生息情報があり、イノシシが広範囲に生息していることが確認された。
- 出現監視地域のうち6割以上の地域において農業被害が「増えた」との回答があり、対策の強化が必要なことが明らかになった。



○調査結果の活用

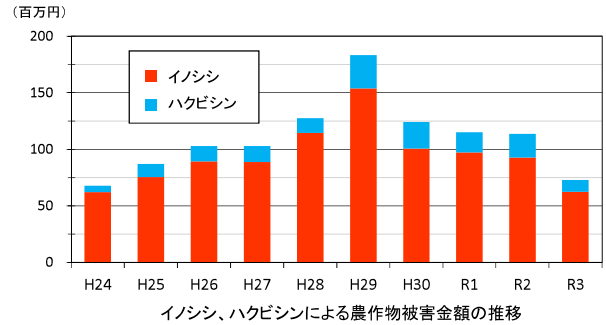
- 出現監視地域の多くの市町村で生息が確認されていることから、早期の対策着手及び対策の強化の必要性について認識を共有するため、令和4年3月に策定したイノシシ管理計画(第七期)において、従来は出現監視地域となっていた管理地域区分を拡大防止地域へ引き上げた。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定における基礎データとして活用したほか、地域ぐるみで行う鳥獣害対策において活用できるよう、庁内関係課や全市町村関係課等へ詳細データを提供した。

2

3 令和3年度のイノシシ等による農作物被害の状況(農村計画課)

○イノシシ、ハクビシンによる農作物被害金額の推移

- イノシシによる被害金額は、平成29年度に約1億5千万円と過去最高額を記録した後、平成30年度は約1億円、令和元年度は約9.7千万円、令和2年度は約9.3千万円、令和3年度は約6.2千万円と減少した。
- ハクビシンによる被害金額も、平成29年度に約3千万円と過去最高額を記録した。その後、平成30年度は約2.4千万円、令和元年度は約1.8千万円と減少、令和2年度は約2.1千万円に増加したが、令和3年度は約1千万円と減少した。



○令和3年度のイノシシ、ハクビシンによる農作物被害状況等

- イノシシによる被害は、水稲で最も多く、次いでいも類、野菜、果樹の順が多い。対策の進んでいる地域では被害が減少傾向にあるが、被害発生エリアは広域化している。
- ハクビシンによる被害は、日本なしやブドウ等の果樹、スイカやイチゴ等の野菜が多い。

	令和元年度		令和2年度		令和3年度				主な被害作物
	金額	面積	金額	面積	金額		面積		
	(千円)	(a)	(千円)	(a)	(千円)	前年比	(a)	前年比	
イノシシ	97,126	8,100	92,541	8,234	62,393	67%	3,579	43%	水稲、いも類、野菜、果樹
ハクビシン	17,740	283	21,107	557	10,497	50%	204	37%	果樹、野菜

3

4 市町村の農作物被害防止活動への支援(農村計画課)

○鳥獣被害防止計画の策定支援

各市町村に対して個別の聴き取りを実施し、野生鳥獣の出没状況や農作物への被害状況を把握した上で、市町村の被害防止対策の取組促進のために鳥獣被害防止計画の策定を支援した。

<実績>

- 新規策定: 3市町(結城市外 2市町) ・計画変更: 3市(日立市外 2市)
- 計画更新: 12市町(土浦市外 11市町) ※令和3年度までの計画策定: 35市町村

○鳥獣被害防止総合対策交付金(国)及び促進補助金(県)による支援

鳥獣被害防止計画に基づき市町村が取組む農作物被害防止対策を、国交付金及び県補助金により支援した。

<実績>

取組内容		事業実施市町村等数	交付額・補助額(千円)
鳥獣被害防止総合対策交付金(国交付金)	箱わな等捕獲機材の整備、被害状況調査	16	19,061
	イノシシ等有害捕獲活動支援	15	17,916
	電気柵、ワイヤーメッシュ柵等侵入防止施設整備(受益戸数3戸以上)	6	25,166
鳥獣被害防止促進補助金(県補助金)	イノシシ等有害捕獲活動支援(県費上乘せ)	12	8,061
	電気柵、ワイヤーメッシュ柵等侵入防止施設整備(受益戸数3戸未満)	20	20,735
合計(市町村等数は実数)		26	90,939

※小数点以下の扱いの関係で合計合わず

4

5 ICTを活用した被害防止対策の実証(農村計画課)

○事業内容

- ・ 県内1か所(城里町)に、イノシシ捕獲活動の効率化を目的として、ICTによる囲いわなの遠隔監視操作・自動捕獲システムを設置した。
- ・ その他、県内市町村におけるICTを活用した捕獲の実証・導入(ドローン活用(大子町)、捕獲通知システム(銚田市)等)を国交付金により支援した。



・ 囲いわなに、遠隔監視操作・自動捕獲システムを設置。イノシシが入ると、スマートフォンに通知がある。



・ センサーカメラの映像を、スマートフォン等でリアルタイムに確認し、遠隔操作による捕獲ができる。



・ 猟犬による巻狩支援として、ドローンの赤外線カメラでイノシシ位置を特定し、捕獲の効率化を試みる。

5

6 集落環境診断による地域ぐるみの被害防止対策の推進(農村計画課)

○事業内容

- ・ 地域ぐるみの農作物被害対策を進めるため、地域住民及び市町村職員等の関係者を参集し、専門家立会いの下、集落環境診断を実施した。
- ・ 現地調査によって農作物被害状況の確認と被害対策の現状を点検し、課題の洗い出しと今後の対策を検討するワークショップを行った。
- ・ また、電気柵の仕組みや、その適切な設置と維持管理の仕方を学んでもらうため、地域住民に実際に電気柵の設置と電圧測定をしてもらい、専門家による講評を行った。



集落の被害状況等を現地調査



被害対策状況の点検



グループに分かれてワークショップを実施

6

7 指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数管理(環境政策課)

○事業内容

イノシシの個体数管理の強化を図るため、イノシシ管理計画(第六期)に基づき、県北地域(高萩市)、拡大防止地域(行方市、銚田市、小美玉市、茨城町)、筑波地域(つくば市)で捕獲事業を実施した。

○事業実施結果



地域	選定理由	捕獲頭数/目標頭数
県北	県北部は、過疎化が進み、捕獲の担い手が不足している。山地系湿地等がある地域であり、イノシシによる湿地の掘り起こし等が見られ、生態系への影響が懸念されるが、十分な捕獲が実施されていない。	8頭/20頭
拡大防止	近年、新たにイノシシの生息が報告されている区域であり、捕獲の担い手が少なく、捕獲に苦慮している。当地域は、イノシシ管理計画の管理目標である「地域からのイノシシ根絶」を目指していく必要がある。	18頭/40頭
筑波	筑波山では近年イノシシによる希少植物への被害(カタクリ、ブナなどの掘り起こし等)が増えているが、これまで十分な捕獲が実施されていない。	0頭/10頭

捕獲手法	捕獲実績	わな稼働総数
くくりわな	26 頭	25,098 基日
箱わな	0 頭	217 基日

7

8 捕獲の担い手の確保・育成(環境政策課)

○事業内容

狩猟者の減少や高齢化による県内の捕獲技術の消失を防ぐためには、狩猟者を継続的に確保していく必要があることから、狩猟への関心を高めてもらうためのセミナーや、狩猟技術の伝承を行う研修会等を開催し、狩猟免許取得の促進及び狩猟者の育成を図った。

ハンティングの魅力セミナー



わな架設見学

対象者	狩猟免許の未取得者(18~40歳代)
実施日	第1回 R3.12.4 参加者40名 第2回 R4.2.26 参加者45名
場所	城里町総合野外活動センターふれあいの里 外
内容	シビエ料理試食、イノシシ解体見学、わな架設見学、銃のシミュレータ体験 等

新人ハンタースキルアップ研修会



射撃実習

対象者	狩猟免許取得後3年以内の者
実施日	第1回 R3.10.30 参加者15名 第2回 R3.12.18 参加者11名 第3回 R4.2.5 参加者10名
場所	第1回 桜川市真壁福祉センター 外 第2・3回 茨城県狩猟者研修センター 外
内容	狩猟マナー・安全講習、くくりわな架設実習、射撃実習 等

狩猟者交流会



質疑・意見交換

対象者	狩猟免許取得後3年以内の者 等
実施日	第1回 R3.11.13 参加者5名 第2回 R4.1.22 参加者8名
場所	城里町総合野外活動センターふれあいの里
内容	狩猟マナー講習、質疑・意見交換

8

○事業内容

- 地域における鳥獣被害対策の取組に対して的確な助言、指導ができる人材の育成を目的とし、市町村担当職員等を対象に、野生鳥獣の生態や農作物被害対策に関する基礎的な知識や技術を学ぶ研修会を実施した。
- 初級編は、鳥獣種ごとの被害対策の基礎知識や地域ぐるみの被害対策の手法を学ぶ内容とした。

初級編

	実施日	参加者数	内容
第1回	R3.7.19	22名	【イノシシ対策編】 ・生態と被害対策の基本 など
第2回	R3.9.30	21名	【侵入防止対策編】 ・侵入防止柵による対策の基礎知識 など
第3回	R3.10.28	21名	【鳥類・中型獣類編】 ・生態と被害対策の基本 ・防鳥ネット、箱わな設置体験 など
第4回	R3.12.3	15名	【集落環境診断編】 ・集落の被害状況調査 ・被害対策に関するワークショップ など



座学研修



防鳥ネット設置実習



中型獣類用箱わなの説明



集落環境診断で発見した足跡

○事業内容

- 中級編は、行政職員や地域住民等が、鳥獣被害対策を現場で実施していく上で必要な実践的な内容とした。
- 研修を通し、鳥獣被害対策は行政と地域住民が一丸となって取り組む必要があることについて、認識向上が図られた。

中級編

	実施日	参加者数	内容
第1回	R3.11.8	13名	【行政課題解決編】 ・鳥獣被害の課題解決ワークショップ
第2回	R3.11.12	32名	【電気柵機能診断編】 ・集落に設置された電気柵の機能診断 など



課題解決ワークショップ



研修結果の発表



電気柵機能診断(点検)



電気柵機能診断(電圧のチェック)

10 イノシシによる人身被害等の防止に係る注意喚起(環境政策課)

イノシシによる人身事故が令和3年度に県内で2件発生(どちらも自動二輪車で走行中にイノシシと衝突)したことから、イノシシに遭遇した場合の対応方法の紹介(環境政策課ウェブページ)に加え、県広報紙等を使って注意喚起を強化した。

対応方法の紹介(環境政策課ウェブページ)

イノシシにご注意ください

全国的に、中山間地域の人口減少やイノシシの個体数増加・分布の拡大が進んでおり、イノシシの市街地への出没の増加が危惧されております。

イノシシは本来、臆病でおとなしい性質を持っています。普通、イノシシが人に出会ってもイノシシの方から逃げるので慌てる必要はありませんが、興奮していたり、発情期(晩秋～冬)や分娩後で攻撃的になっていたり、至近距離で突然出会った場合には注意が必要です。

事故を防ぐために、イノシシと出会った場合は次のことにご注意してください。

落ち着いてゆっくり行動しましょう

慌てず、騒がず、イノシシを刺激しないよう、ゆっくりその場を離れましょう。急に走り出してイノシシを興奮させるのは大変危険です。イノシシが興奮している場合は、後ろを向くと襲ってくることもあるので、なるべく背中をみせないよう、ゆっくりと後進するようにしましょう。毛を逆立てて、明らかに威嚇している状態でなくても、シュー、カッカカッ、クチャクチャクチャという音をイノシシが笑っていたら、威嚇音ですので注意する必要があります。

攻撃したり、威嚇したりしてはいけません

追いかけたり、石を投げたりはけません。興奮して突進されたり、噛みつかれることがあります。イノシシがケガをしている時や、迷って住宅地などに入り込んだ時には、興奮している可能性が高いので、イノシシを見つけたら速やかに安全な場所(ブロック塀の裏や家の中など、イノシシから見えにくいところ)へ避難してください。

うり坊(イノシシの子)を見かけても近づいてはいけません

うり坊を見かけても、近くに母イノシシがいる可能性がありますので、近づいたり、追いかけたりしてはいけません。また、絶対に食べ物を与えないでください。人への警戒心を低下させ、人が食べ物の供給源だと学習させることにつながります。イノシシは学習能力が高い動物です。餌付けをすることで人間の食べ物の味を覚え、人を恐れずに街中に出てくるようになってしまうこともあります。さらに、そこで人から危害を加えられないと学習すると、どんどん大胆な行動になり、人を襲って食べ物を奪い取るようになることもあります。

県広報紙等での注意喚起

イノシシに遭遇しても慌てずに

イノシシに驚いて転倒したり、突進されたり、捕獲作業時にかまれたりなど、人がケガをする事例が全国的に発生しています。イノシシは本来、臆病で警戒心が強く、人前に姿を現しませんが、興奮すると攻撃的になり大変危険です。遭遇した際は、慌てず騒がず刺激せず、ゆっくりとその場を離れましょう。捕獲作業に従事する場合は、ベテラン猟師の指導に従って安全な方法で行いましょう。

県環境政策課
☎029(301)2946 詳しくはこちら▶

↑県広報紙「ひばり」
令和4年3月号

県公式Twitter →
(令和4年2月4日)

11

11 鳥獣の捕獲における事故防止に向けた取組み(環境政策課)

狩猟の初猟日における取締りの実施

○目的

- ・ 狩猟期間の初日(11月15日)に鳥獣保護管理員等と連携し、重点的に取締りを実施することにより、狩猟事故等の防止を図る。

○実施内容

- ・ 県北、鹿行、県南、県西、県央の5ブロックそれぞれに県民センター等の職員を中心に班を編成し、初猟日の日の出前から正午まで、狩猟開始時刻の遵守状況確認や路上などの発砲禁止エリアの確認等の取締りを実施した。

○実施結果

- ・ 狩猟者の安全に対する意識を醸成し、事故防止に向けた啓発を図ることができた。

(参考)令和3年度初猟日取締りの実施状況

ブロック	実施体制	取締り実施地区数
県北	1班(2名)	4地区
鹿行	2班(4名)	10地区
県南	2班(4名)	15地区
県西	1班(2名)	6地区
県央	1班(2名)	7地区

狩猟免許更新申請者に対する事故防止対策の周知

○目的

- ・ 狩猟免許更新申請者へ事故防止対策について周知することにより、狩猟事故の防止を図る。

○実施内容

- ・ 狩猟免許を更新しようとする者(3年ごと)を対象に、狩猟事故防止に向けた法令や猟具等の取扱い等に関する教材を事前配布して自主学習を行わせ、適性検査時に受講状況の確認を行った。

12

12 野生のイノシシの肉の放射性物質検査結果の公表(環境政策課)

○検査目的

- 県内で捕獲された野生のイノシシの肉については、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故の影響により、出荷が制限されているが、自家消費は可能であることから、狩猟者等が安心して自家消費することができるよう、放射性物質の濃度を検査し、県のホームページ上で公表することにより、捕獲されたイノシシの肉の有効活用を促進する。

○検査結果

- 令和3年度に実施した野生のイノシシ肉の放射性物質検査では、全ての検体(36検体)で一般食品の基準値(放射性セシウムの濃度が1キログラムあたり100ベクレル)を超えたものはなかった。

(参考) 令和3年度における野生のイノシシ肉の放射性物質検査結果

検体数	放射性セシウムの濃度		
	平均値	最高値	最低値
36検体	25.2ベクレル	100ベクレル	4.3ベクレル

○検査結果の活用

- 県内で捕獲された野生のイノシシの肉の放射性物質検査において、一般食品の放射性物質の基準値を超える検体はなかったことを県のホームページなどで広く周知することにより、狩猟者等が安心して自家消費できる環境の醸成を図る。

サイクルツーリズムの推進について

スポーツ推進課

1 上半期実績

(1) りんりんスクエア土浦利用者数

6,388人(前年比27.8%増)

(上半期実績推移) (人)

R 1	R 2	R 3	R 4
6,966	5,270	5,000	6,388

(2) 広域レンタサイクル利用者数

2,055人(前年比57.2%増)

(上半期実績推移) (人)

R 1	R 2	R 3	R 4
1,602	1,248	1,307	2,055

2 誘客イベント

(1) いばらきK1ライド2022

霞ヶ浦湖畔周回や途中乗船も含めたサイクリングイベント。
約200人が参加した。

【実施日】令和4年10月16日(日)

【主催】株式会社アトレ ※県補助事業イベント



(2) 茨城プレデスティネーションキャンペーン

① オープニングセレモニー

「茨城デスティネーションキャンペーン」先行企画のオープニングイベントとして、特別列車(サイクルトレイン)を知事、デヴィ夫人らが出迎え、水戸駅で開催。

【実施日】令和4年10月1日(土)

【主催】いばらき観光キャンペーン推進協議会



② 笠間・水戸・大洗 パワースポットライドツアー

常磐線サイクルトレイン乗車から本県パワースポットを巡るサイクルイベントとして85名参加。いばらきサイクリングナビゲーターのMoeさんを派遣し、イベント盛り上げに寄与。

【実施日】令和4年10月1日(土)

【主催】水戸商工会議所・JR東日本水戸支社



(3) 茨城県留学生モニターツアー

県内の大学等に在籍している茨城県留学生親善大使、いばらき応援大使を対象に、つくば霞ヶ浦りんりんロードサイクリング、フラワーパーク、柿狩りなど茨城の魅力を体感するモニターツアーを実施。9か国25名の留学生が参加。

【実施日】令和4年10月30日(日)

【主催】茨城県・茨城県国際交流協会

【出身国】ベトナム、中国、タイ、イラン、インドネシア、ウクライナ、トルコ、マレーシア、ラトビア

